

## 町田市就学援助費支給要綱の一部改正について

### 1 改正理由

改正の理由は、次のとおりです。

- (1) 支給対象費目にオンライン学習通信費を加えるため
- (2) 市立学校以外の学校に通う児童又は生徒の校外活動費等に係る支給額について制限を設けるため

### 2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 支給対象費目にオンライン学習通信費を加えます。  
(別表第1及び別表第2関係)  
支給対象学年等は小学校及び中学校全学年で、支給額は1世帯につき1月当たり1,000円となります。
- (2) 市立学校以外の学校に通う児童又は生徒の校外活動費、移動教室及び修学旅行費に係る支給額について制限を設けます。(別表第2関係)

### 3 施行期日

2021年4月1日から適用します。

町田市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

町田市就学援助費支給要綱（2000年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第4関係）				別表第1（第4関係）			
支給対象費目		支給対象者		支給対象費目		支給対象者	
略		準要保護者であって、第3第1号から第3号までのいずれかに該当するもの		略		準要保護者であって、第3第1号から第3号までのいずれかに該当するもの	
体育実技用具費				略			
オンライン学習通信費							
略		略		略		略	
別表第2（第5関係）				別表第2（第5関係）			
支給対象費目	支給対象学年等	支給額	備考	支給対象費目	支給対象学年等	支給額	備考
略	略	略	略	略	略	略	略
体育実技用具費	略	略	略	体育実技用具費	略	略	略
オンライン学習通信費	小学校及び中学校全学年	1世帯につき1月当たり 1,000円					
略	略	略	略	略	略	略	略
校外活動費	小学校及び中学校全学年	実支出額	<u>第3第2号に該当するもの</u> <u>にあつては、別に定める額</u> <u>を限度とする。</u>	校外活動費	小学校及び中学校全学年	実支出額	

移動教室 及び修学 旅行費	小学校及び中学校全学年（第3第2号に該当するものにあつては、小学校第5学年及び第6学年並びに中学校全学年）	実支出額	<u>（1）第3第2号に該当するものにあつては、別に定める額を限度とする。</u> <u>（2）1年につき1回を限度とする。ただし、転校した場合は、この限りでない。</u>
略	略	略	略

移動教室 及び修学 旅行費	小学校及び中学校全学年（第3第2号に該当するものにあつては、小学校第5学年及び第6学年並びに中学校全学年）	実支出額	1年につき1回を限度とする。ただし、転校した場合は、この限りでない。
略	略	略	略

## 附 則

この要綱は、2021年4月1日から適用する。